

令和元年11月11日開 会
令和元年11月11日閉 会
令和元年11月 臨時会

川南町議会会議録

川南町議会事務局

令和元年第6回(11月)川南町議会臨時会会期表〔1日間〕

目 次	月 日	曜	摘 要
第 1 日	11月11日	月	開 会 本会議(議案上程・提案理由説明・質疑・討論・採決) 閉 会

目 次

告 示	1
応招議員・不応招議員	1
第1号 (11月11日)	
本日の会議に付した事件	2
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員	3
開 会	4
諸般の報告・会期の決定について・会議録署名議員の指名について	4
議案上程・提案理由説明(議案第72号～第75号)	4
質疑・討論・採決(議案第72号～第75号)	6
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件	17
閉 会	17

川南町告示第126号

令和元年第6回(11月) 川南町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和元年11月8日

川南町長 日 高 昭 彦

1 期日 令和元年11月11日

2 場所 川南町議会議事堂

○ 応招議員(13名)

1番 河野 穎明 君	2番 谷村 裕二 君
3番 中津 克司 君	4番 蓑原 敏朗 君
5番 徳弘 美津子 君	6番 児玉 助壽 君
7番 竹本 修 君	8番 米田 正直 君
9番 内藤 逸子 君	10番 川上 昇 君
11番 中村 昭人 君	12番 福岡 仲次 君
13番 河野 浩一 君	

○ 不応招議員(なし)

令和元年第6回(11月)川南町議会定例会会議録

令和元年11月11日 (月曜日)

本日の会議に付した事件

令和元年11月11日 午前9時00分開会

日程第1	諸般の報告について
日程第2	会期の決定について
日程第3	会議録署名議員の指名について(河野 穎明・谷村 裕二)
日程第4	議案第72号 川南町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第5	報告第73号 川南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の一部改正について
日程第6	議案第74号 令和元年度川南町一般会計補正予算(第4号)
日程第7	議案第75号 令和元年度川南町水道事業会計補正予算(第1号)
日程第8	議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

出席議員(13名)

1番 河野 稔明 君	2番 谷村 裕二 君
3番 中津 克司 君	4番 薩原 敏朗 君
5番 徳弘 美津子 君	6番 児玉 助壽 君
7番 竹本 修 君	8番 米田 正直 君
9番 内藤 逸子 君	10番 川上 昇 君
11番 中村 昭人 君	12番 福岡 仲次 君
13番 河野 浩一 君	

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 山口 浩二 君 書記 山口 武志 君

説明のために出席した者の職氏名

町長	日高 昭彦 君	副町長	押川 義光 君
教育長	坂本 幹夫 君	会計管理者・ 会計課長	岩切 拓也 君
総務課長	新倉 好雄 君	まちづくり課長	山本 博 君
産業推進課長	橋口 幹夫 君	農地課長補佐	石井 美智男 君
建設課長	大山 幸男 君	環境水道課長	篠原 浩 君
町民健康課長	米田 政彦 君	教育課長補佐	押川 明雄 君
福祉課長	三角 博志 君	税務課長	日高 裕嗣 君
代表監査委員	永 友 靖 君		

午前9時00分開会

○議長（河野 浩一君） おはようございます。ただ今から令和元年第6回川南町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

日程第1、諸般の報告を行います。前回の議会から本日までの主な事柄については、お手元にお配りした別紙のとおりであります。

なお、例月出納検査等の結果についての報告は、お手元に配布してあるとおりであります。以上で報告を終わります。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、会期は、本日1日間とすることに決定しました。

日程第3、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、河野 穎明君及び谷村 裕二君を指名します。

日程第4、議案第72号川南町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、日程第5、議案第73号川南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の一部改正について、日程第6、議案第74号令和元年度川南町一般会計補正予算（第4号）、日程第7、議案第75号令和元年度川南町水道事業会計補正予算（第1号）、以上、4議案を一括議題とします。

朗読は省略します。本4議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（日高 昭彦君） 議案第72号から議案第75号までにつきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

議案第72号は、国の人事院勧告に伴い、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律を参考に、川南町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。

次に議案第73号は、一般職の職員の給与改定に準じて、川南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び川南町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正するものでございます。

次に議案第74号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ48,871千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ10,946,687千円とするものでございます。第1表を御説明します。歳入につきまして、繰入金は48,871千円の増額で、財政調整基金繰入金を計上いたしました。次に歳出につきまして、御説明申し上げます。議会費243千円、総務費1,355千円、民生費1,027千円、衛生費342千円、商工費31千円、土木費256千円及び教育費388千円は、人事院勧告等に伴う人件費の予算計上でございます。農林水産業費43,729千円は、アフリカ豚コレラ侵入防止緊急支援事業補助金及び人事院勧告等に伴う人件費の予算計上でございます。消防費1,500千円は、消火栓更新に伴う水道管布設替負担金を計上いたしました。

次に議案第75号は、収益的収入第1款第1項の営業収益を12,901千円減額し、第2項の営業外収益に2,423千円を追加し、収入の総額を382,696千円とするものでございます。収益的支出では、第1款第1項の営業費用を10,478千円減額し、支出の総額を355,071千円とするものでございます。資本的収入では、第1款第1項の負担金に1,499千円を追加し、収入の総額を1,501千円とするものでございます。予算第6条に定めていた、職員給与費55,974千円を211千円減額し、その総額を55,763千円とするものでございます。

以上4議案。補足説明のある議案につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願ひいたします。

○議長（河野 浩一君） 補足説明があればこれを許します。

○総務課長（新倉 好雄君） 議案第72号及び議案第73号につきまして、その補足説明を申し上げます。

議案第72号は、人事院勧告により民間給与との格差を埋めるため、俸給表の水準を引き上げるとともに、民間の特別給の支給状況等を踏まえ勤勉手当の支給率を引き上げます。この人事院勧告を参考に、地方公務員法で定める均衡の原則に基づき川南町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するものです。主な規定につきまして第1条は、本年12月の勤勉手当の支給率を100分の92.5を100分の97.5に引き上げて支給するもの及び給料表を改定し、本年4月に遡るものでございます。第2条は、令和2年度以降の住居手当の支給対象となる家賃額の下限及び上限の引上げ並びに勤勉手当の支給率を均等とするために改正するものです。この条例は、公布の日から施行し、俸給表の改正は平成31年4月1日から適用し、第2条の規定は令和2年4月1日から施行するものでございます。

次に議案第73号は、人事院勧告を参考にした一般職の職員の給与改定に準じて、川南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正及び川南町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正をするものです。第1条及び第3条につきましては、本年12月の期末手当の支給率を100分の167.5から100分の172.5に引き上げて支給するものです。第2条及び第4条は、一般職の職員に準じ期末手当の支給割合を均等にするため、100分の170とするものです。この条例は、第1条及び第3条につきましては公布の日か

ら施行し、第2条及び第4条の規定は、令和2年4月1日から施行するものでございます。
以上で補足説明を終わります。

○産業推進課長（橋口 幹夫君） 議案第74号の産業推進課関連につきまして、その補足説明を申し上げます。16～17ページをお願いします。6款1項6目畜産業費19節負担金補助及び交付金、アフリカ豚コレラ侵入防止緊急支援事業補助金43,140千円は、町内の43養豚農場に野生動物の侵入感染防止のため、防護柵及び農場出入り口の門扉の設置費用を、国が3／6、県が2／6補助することにしており、残りの1／6を町が補助するものです。国が示しております補助基準は、防護柵の補助上限単価を1メートル当たり1万円、農場出入り口の門扉の補助上限単価を4万円としております。防護柵の総設置延長は、22,987mで、門扉は、959m設置する計画です。アフリカ豚コレラの発生状況は、アジア地域で、昨年8月に中国で初めて確認され、その後、アジア10か国に拡大しており、専門家の話によりますと、いつ、日本でアフリカ豚コレラが発生してもおかしくない状況にあるということですので、早急に防護柵を設置し、アフリカ豚コレラの侵入リスクを低減し、養豚経営の安定化を図る必要があると考えております。

以上で、産業推進課関連の補足説明を終わります。

○まちづくり課長（山本 博君） 議案第74号のまちづくり課関連につきまして、その補足説明を申し上げます。18～19ページをお願いします。9款1項2目消防施設費19節負担金補助及び交付金1,500千円は、鍛治の別府地区と通山地区の水道管布設替工事に伴う消火栓の負担金として予算計上しています。鍛治の別府地区1本、通山地区2本分です。

以上で、まちづくり課関連の補足説明を終わります。

○環境水道課長（篠原 浩君） 議案第75号につきまして、その補足説明を申し上げます。9ページをお願いします。収益費用明細書でございます。収益的収入、1款1項1目給水収益12,901千円の減額は、上半期給水収益実績減による減額です。主な要因としては、大口使用者の使用料減によるものでございます。また、1款2項4目の雑収益2,356千円は、平成30年度台風24号で被災しました建物等の建物災害共済金によるものでございます。収益的支出、1款1項営業費用10,478千円の減額は、給水収益減に伴い、各種費用の執行残等による減額及び人労による補正によるものでございます。10ページをお願いします。資本的収支明細書でございます。資本的収入、1款1項負担金の1,499千円の計上は、1目他会計負担金で消火栓更新負担金3本分の計上によるものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（河野 浩一君） 以上で提案理由の説明並びに補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議員（川上 昇君） 議案第72号川南町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正

について、お伺いいたします。人事院勧告があったということで、それに従って町の方も見直しをして給料を変えるんだという説明でございました。人事院勧告があったからそれに倣って変えるということに、その良し悪しはともかくとしまして当然理由があったから内容の変更をしなさいという勧告があったんでしょうが、給料表の書換え、俸給表の書換え、当然一般的に言うベースアップという捉え方ができると思うんですが、これ基本的に何%なのかお分りでしたらお伺いします。

○総務課長（新倉 好雄君） 川上議員の御質問にお答えいたします。今回の国の人事院勧告の内容によりますと、川南町の方でもでございますが、格差が約0.1%ということでなっております。ただ川南町に置き換えますと、国も一緒なんですが、若年層を中心とした基本給の値上げになっているようでございますので、若年層だけ見ると、約0.2%ほど、平均が0.1%というふうに計上しております。

○議員（川上 昇君） 後ほど伺おうと思っていましたけれども、給料表を見ていきまして、全てにおいて変更されてるわけではありません。当然そのまま据置という等級号俸もあるんですが、ただ今説明ありましたように若年層を中心に上げていくんだという説明でしたけれども、具体的に、何歳くらいまで、もちろん年齢によってね、その上げ幅は違うんでしょうけれども、もし説明、使用できる数値があれば教えていただけるとありがたいなと思います。よろしくお願ひします。

○総務課長（新倉 好雄君） 川上議員の御質問にお答えいたします。今回条例改正に基づきまして別表第1を添付しておる訳でございますが、川南町でいいますと給料の号給の方は、年齢と比例していないところもございますが、約50名程度が影響を受けるんではないかというふうに予想しております。

以上でございます。

○議員（川上 昇君） 人数をありがとうございました。質問はしておりませんでしたが、年齢は具体的にだいたい何歳ぐらいを重きを置いていると、一般的に我々が考えるのはですね、年齢が上がれば上がるほど給与が上がっていくという考え方があつらんないとは思うんですが、もちろん体力的なこともありますし、年齢が言えなければ言えなくていいんですけども、ある程度この年齢までというのがあるんだったらそれを教えていただきたいなと思います。

○総務課長（新倉 好雄君） 川上議員の御質問にお答えいたします。今回若年層を中心ではございますが、年齢に置き換えますと約35歳くらいまでの方が大きく影響を受けるような改定表になっております。

以上でございます。

○議長（河野 浩一君） 他に質問はありませんか。

○議員（内藤 逸子君） 川南町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてお

尋ねします。職員組合との話合いはされたのかお尋ねします。

○**総務課長（新倉 好雄君）**　内藤議員の御質問にお答えいたします。今回の給料改定につきましては、川南町職員労働組合と内容を事前に協議いたしまして同意の方は得ております。以上でございます。

○**議員（内藤 逸子君）**　73号の川南町特別職の職員で常勤のものの給与ということになってますが、これでいきますと3役ということですが、3役の給与は高いという町民の声がありますが、そのことについては検討されませんでしたか。

○**総務課長（新倉 好雄君）**　今回、議案第73号で川南町特別職計上しております。該当者は川南町特別職3名と議会議員の皆様でございますが、川南町長の給料につきましては、県が発行している県内の給料状況で確認しますと高い方ということではない。すいません順位までちょっと今手元に資料がないんですが、決して高い方ではありませんでした。

以上でございます。

○**議員（内藤 逸子君）**　川南町民の生活水準でいうんですか、私たち議員もいくらもらってますかってよく質問を受けます。20万円程度ですって言うと、高い、半分にしろとかいろいろ言われるんですよね。だからやっぱりまだまだ生活水準が低い、私は一般職の給与については皆さんのが、民間の規範にもなるものだから、引き上げてほしいと思いますが、3役については、やっぱり町民の気分感情というかそういうのも少しは検討していただきたいと思います。

○**議長（河野 浩一君）**　他に質疑はありませんか。

○**議員（蓑原 敏朗君）**　議案第74号令和元年度川南町一般会計補正予算についてお尋ねいたします。17ページです。アフリカ豚コレラ侵入防止緊急支援事業補助金についてですけど、補足説明によりますと国が6分の3、県が6分の2、残りの6分の1を町が補助しますと、今回の予算計上されておるわけですけど、すいません、勉強不足で、国県の補助金はもう既に計上されておるのでしょうか。

○**産業推進課長（橋口 幹夫君）**　蓑原議員の御質疑にお答えをいたします。国県のですね、予算の方はもう確保されておりますが、今回の支払は町の方にはですね、入ってきませんので、歳入の方には計上していないところであります。日程につきましては10月25の方にですね、集約をいたしまして11月8日に県が国に申請をいたしまして11月中に国が交付決定を出すことにしております。それを受けまして、それと本日の予算のですね、可決を受けまして11月末から12月にかけて着工したいというふうに考えております。

以上です。

○**議員（蓑原 敏朗君）**　この事業について国、県の予算は川南町の予算は通らずに直接本人と国、県が相手方になるということなんでしょうか。

○**産業推進課長（橋口 幹夫君）**　蓑原議員の御質疑にお答えをいたします。宮崎県畜産

協会が実施主体となりまして、そちらの方から農家の方に支払われることになります。

以上です。

○議員（蓑原 敏朗君） 町の予算については農家と町という関係でよろしいんですかね、そういうことであれば畜産協会との対応をちゃんと見極めて早急に事業推進されるように求めておきます。

○産業推進課長（橋口 幹夫君） 蓑原議員の御質疑に再度お答えをいたします。川南町の方ではですね、川南町自衛防推進協議会の方に支出いたしまして、川南町自衛防協議会の方ですね、設置柵、防護柵の設置を進めて行くことにしています。それで、自衛防の方から宮崎県養豚人材育成協議会に支出をいたしまして、まとめてですね、そちらの方から養豚農家の方に支払われるというふうに認識をしております。検査体制につきましてはですね、家畜保健衛生所が施設に入りまして適切な防護柵が選択されているか、適切に設置されているか監督責任で実施することになっております。

以上です。

○議長（河野 浩一君） 他に質疑はありませんか。

○議員（中津 克司君） 議案第75号令和元年度川南町水道事業会計補正予算（第1号）、収益的収入1款1項1目給水収入12,901千円の減額なんですけれども、これは大口使用者の使用料減ということですけれども差しさわりなかったらこの大口使用者というのはどこなのか教えてください。

○環境水道課長（篠原 浩君） こちらの方に関しましてはですね、全体的に上半期の収益実績を比較しますとですね、2%ほどの減になるんですが、その中でもですね、大口収益としまして宮崎森林発電所さんがですね、一番大きい収益減でございましたが、30年度の途中から井戸を掘りまして、その部分で大幅な減となっているところでございます。

以上でございます。

○議長（河野 浩一君） 他に質疑はありませんか。

○議員（児玉 助壽君） 議案第73号川南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の一部改正についてありますが、議会と町長、副町長、教育長の報酬の関係のなんじやが、昨年は人事院勧告とか、昨年はふるさと納税、3億円減収したわけですが、美郷町では返礼品の不祥事を起こして町長と副町長が責任とて報酬を減額しとる訳ですが、町長、委託業者の不祥事じやありますけど、町長と副町長が責任をとて報酬を減額しとる経緯等からするとですね、提案者である町長、3億減収した分の責任は誰かとらんならんちやが、それを監視する議会も報酬を上げる資格はねえち思う訳ですが、それとこの、同僚議員が先ほど質問しました、一般会計のアフリカ豚コレラの防護柵、アジアで感染が拡大しとるちゅうことじやが、けんどんこの、感染した原因は何になっとる訳ですか。防護柵、今の日本で拡大しとるやつ、野生のイノシシやなんやらは、感染源が分かっとるっちやけんどん、

中国や韓国あたりかい、イノシシが泳いでこんちやけんどんよ、野生動物が泳いでこんちやけんどん、防護柵ちゅうけんどん、はつきりした感染源ちゅうとが分かっとって防護柵設置すっとか伺います。

○総務課長（新倉 好雄君） 呂玉議員の御質問にお答えいたします。御質問としまして昨年度の普通交付税申請の誤りによる顛末処分につきましては、大変失礼しました。昨年度のふるさと納税の減額につきましての顛末につきましては、すいません、再度調べて回答いたします。

○産業推進課長（橋口 幹夫君） 呂玉議員の御質疑にお答えをいたします。まず1点目、中国、韓国等アジア地域で発生している原因は何かということでございますが、発生が拡大しておる原因は、野生イノシシによる拡大と聞いております。日本につきましては、豚コレラの発生は確認されておりますが、まだアフリカ豚コレラの発生は確認しておりません。どうやって日本にですね、入ってくるかと申しますと、海外旅行客のですね、肉製品の手荷物から持ち込まれた肉製品から感染するのではないかというふうに言われております。現在、アフリカ豚コレラウイルスの遺伝子が72例確認されておりまして、また遺伝子が確認されました豚肉製品からは感染力のあるウイルスが2例分離しているという報告がされております。この持ち込まれたですね、食料品、豚肉製品等が残飯として豚肉の餌としてですね、使用されて感染する恐れがあるというふうに現時点では言われております。それで、まず発生するとしましたら、そういう豚肉製品を食べてですね、養豚場内の豚がアフリカ豚コレラに感染しましてそこから野生の方に、野生のイノシシの方に感染して広がるのを防ぐということでですね、今回の防護柵の設置を早急に執り行うということになった次第でございます。以上です。

○議員（呂玉 助壽君） 条例の方じやけんどんよ、財源を、財政調整基金で賄う訳じやけんどんよ、十分な税収もねえとんよね、失態を犯した町長とか議会はよね、報酬上げる根拠はねえち思うっちゃけんどんよ、今の豚コレラ問題じやけんどん、課長の話聞けばよ、人とか物流関係じやと思うとよね。アフリカ豚コレラの侵入ちゅうとはよ。これ見つと100%補助じやわ。農家は防疫のための防護柵やなんや設置すっとわよ、必要経費の自己責任ち思うっちゃけんどんよ、副町長も土曜日でしたか、浜で四季を食べる会があつたら、悪臭がものすげかたつちやがよ、口蹄疫のなんで飛沫感染とか空気感染の疑いが持たれとる状況の中ですよ、この防護柵はなんの予防策になつとですか。1割でん自己責任を持つちゅう意識がねかつたらよ、一緒じやとおもうっちゃけんどんね、なんもかんも補助でしようたら自己責任持たせんかったら何の価値もねえとおもうっちゃけんどん、畜産農家がよ、今度あの、福島県の災害がでとっちゃが、こん畜産部会ん組が義援金を送つたとも聞いたこつもねえがよ、そういうお世話になつとつここにそういうこつせんのような畜産農家がよ、こんげなもんしたち無駄やとおもうっちゃけんどんげ思いますか。

○産業推進課長（橋口 幹夫君） 児玉議員の御質疑にお答えをいたします。国が6分の3、県が6分の2、町が6分の1補助するということに対しまして、町の6分の1は最低限事業者である養豚農業者が負担するべきではないかという御質問でございました。当初はですね、国だけの2分の1の補助で実施することにしておったんですが、県の方が先般の県議会で6分の2補助するということで26市町村にですね、6分の1の助成をしてほしいという要請があったところでございます。43農場にですね、アンケートを取りましたところ、設置すると、すぐ設置しなければならないという農場もあったんですが、なかなか経営状況の関係でですね、資金面の関係で設置は難しいというところがあったんですが、県が6分の2、町が6分の1、残りの2分の1を補助するということでですね、100%の農場で設置することになりました。この防護柵の設置によりまして、豚コレラ、アフリカ豚コレラのですね、侵入防止を図れると思いますので御理解をいただきたいと思います。以上です。

○議員（児玉 助壽君） 一般質問でん何回もしどっちゃけんどんよ、防疫関係のなんで、ちゃんと自己責任で環境衛生管理がしとればよ、こういうとは防ぐっっちゃけんどんよ、でなんでんあつたら補助補助補助、義援金義援金ち貰うこつしか考えとらんけんどんよ、困った人によ、助けちゃるち気がねえじやねえですか。そういう町のやり方はこの悪臭改善でけん原因にあつちゃないですか。副町長。

○副町長（押川 義光君） 児玉議員の御質問にお答えいたします。議員仰る通りですね、防疫の面、個人の農家の負担につきましてはですね、非常に一部その考え方はあるんではないかなというふうには考えております。ただ、我々がですね、口蹄疫で経験いたしました、本当にですね、個人だけではもう無理な状況がですね、非常に目の前に迫っていて、その中ではやはり集団的ですね、防疫をすることによって未然に防ぐ、また万が一の場合もですね、その農場でくい止めるというためには、やはり岐阜県で起こりました豚コレラと同じようにですね、外部との接触を完全に止める、このことが一番の方法だということからですね、今回の提案に至った次第でございます。また、1万円の国の基準ということはですね、非常に需給バランスを考えたときに、到底なかなか1万円ではですね、柵の設置は厳しいという状況がございます。実際はですね、それ以上かかるという状況でありますけれども、少なくとも国の基準、これが示されたのがですね、メーター当たり1万円というところでございますので、その範囲の中で、やはり国と県と同一の歩調を合わせて1万円まではですね、助成すると、そういうことで集団的な防疫体制を確立するということをですね、図りたいということで提案している次第でございます。また、議員仰りました悪臭の問題につきましては、今後もやはり引き続きですね、十分な検討し、農家の指導をしてまいりたいと考えております。以上です。

[「飛沫感染したら防護柵設置する意味はねえじやねえね。」と言う声あり]

児玉議員のですね、飛沫感染について再度お答えいたします。口蹄疫につきましてはですね、国の検証委員会が言わされたことについては、飛沫感染ではないというようなことは言われております。アフリカ豚コレラは飛沫感染するのかどうかというのは現在のところ調査機関でもですね、確認が全く取れていません。そういうことからですね、ウイルスによる病気の蔓延ということをですね、やはり現在は言われておりますので、それに最大限対応するのが我々の責務だというふうに考えております。

○議長（河野 浩一君） 他に質疑はありませんか。

○副議長（福岡 仲次君） 豚コレラの件ですが、今、狩猟期に入っております。そういう意味でイノシシを確保された場合のサンプルなり、そういうことを県なりどこかあちこちに働きかけてもっと防護柵を強化するべきじゃないかと思うんですがこの件について。

○産業推進課長（橋口 幹夫君） 福岡議員の御質疑にお答えをいたします。イノシシのですね、血液サンプルの提出につきまして、今月県の方から依頼がございまして、獣友会の方にですね、試験管を渡しまして血液のサンプルを提出することにしております。以上です。

○議長（河野 浩一君） 他に質疑はありませんか。

○議員（徳弘 美津子君） 議案第74号の一般会計補正予算についてですが、先ほどから出ております豚コレラですが、これのまず全体事業費4,300万は町の補助だと思うんですね、この全体事業費がどれくらいで計画されているのか、それから全農家が全て手を挙げることが絶対ないと逆に言えば意味がないのかということと、現在大手の農場ではそういった防護柵はやられてるかと思うんですよね、国の補助金使ってやってる事業所もありますので、そこあたりは入らないというのも含めてすべての農場の計算でこの22,987mが出ているのか、というのと、あと農家の持出しがほんとに全くないのかの確認をしたいと思います。

○産業推進課長（橋口 幹夫君） 徳弘議員の御質疑にお答えをいたします。まず、総事業費の方ですが、防護柵のですね、設置の方が2億2,039万8,000円でございます。で、平均単価が9,587円で試算をしております。門扉の方がですね、3,844万2,000円で、40,085円の平均単価で計算をしております。町内には、48農場あります、県のですね、畜産試験場が1農場、県の畜産試験場につきましては県の方で実施いたします。経済連系が2農場ございまして、こちらの方は経済連の方でやっていただきます。後、廃業を予定されている方が2農場あります、差引の43農場ということで今回、廃業予定の2農場を除きますとですね、43農場全て設置しますので、100%の設置になるということでございます。それでの、全農場が手を挙げなければ補助対象にならないのかという御質疑であったと思いますが、そういったことはございませんが、飼養管理基準の方ですね、今案が示されておるんですが、防護柵の設置がですね、義務付けられるようになりますので、防護柵の設置をしなければ養豚経営ができませんので、義務的に設置をされていくと思います。農家のですね、持出しあるのかということでございますが、防護柵の設置につきましては、金属フェンス、鉄網、

また簡易なですね、メッシュフェンス等いろいろ用意されておるんですが、金属製のフェンスになりますと1万円をですね、ゆうに超えてしましますので1万円を超える分につきましては農家の持出しということになります。以上です。

○議員（徳弘 美津子君） 義務付けられてはいるけども、結局私も素人で分かりませんが、1メートルの柵がどういうものなのか、イノシシの侵入にとても耐えられるものではないと思うんですね。でもそうなると、だんだんランクアップすることで高くなつていけば農家負担も出てくると、農場にもりますけども、先ほどから出た悪臭対策にも挑まないような農場もございます。実際匂いには私も苦情を言っておりますが、そういった中で本当にその義務付けられてるのか、義務付けられているから全員するのかっていう担保が本当にとれるのかなということ、それから昨日ちょっと私豚農家の方にちょっと話伺ったときに消費税が自分たちの持出しとちょっと聞いたんですけども、そこ当たりの確認をすれば例えさっきの全体の事業費が柵と門扉で合わせたら2億5,000万以上になりますが、2億5,000万の10%で2,500万の負担を農家がするということになれば、本当に大丈夫かなと、この予算の中でたかだかっていうか、失礼ですが1万円の柵の中で豚コレラの侵入を防げるものなのかというのを例えれば養豚部会の方と話をされたのか、担当課の中で本当にこれが適切なのかということを踏まえて今回の臨時会に予算化されたのかお聞きします。

○産業推進課長（橋口 幹夫君） 徳弘議員の御質疑に再度お答えいたします。悪臭対策もしない養豚農家がきちんとフェンスを設置するのかという御質問でありましたが、家畜保健所、それに町がですね、農場の方にきちんと立入検査をしましてフェンスの選定を行いまして基準に見合うですね、フェンスを設置するよう点検監督をすることにしておりますので、適正なフェンスが設置されるものと思います。あと、消費税の件につきましてはですね、このアフリカ豚コレラの補助事業に係らず全ての補助事業で消費税はですね、補助対象の金額から外すことになっております。参考までにこの43農場は全てですね、消費税の課税事業者でありましたので、これが仮に免税事業者であればですね、消費税も補助対象額に含まれるんですが、調べましたところ、全養豚農家が消費税の課税事業者でありましたので、消費税分は養豚農家の負担ということになります。

○議員（谷村 裕二君） 引き続き、今の豚コレラの話なんですが、現状の施設の補助だけなのか、例えば新規農場を新設した場合もその補助が適用されるのか、将来的にずっとその補助が適用されるのか、また現状の農家が拡大した場合、その拡大した部分をこの補助が適用されるのか、期限的なものになるのかについてお伺いしたいと思います。

○産業推進課長（橋口 幹夫君） 谷村議員の御質疑にお答えいたします。今回ですね、アフリカ豚コレラの緊急支援事業は、今年度限りと聞いております。以上です。

○議員（中村 昭人君） 議案第74号の産業推進課関連の豚コレラの方策のことなんですが、こちらですね、43農場に対しての設置補助のことなんですが、これはもう早急に全

ての農場で足並みを揃えてやらなくちゃ意味がないということなんですが、設置の日にちですね、いつまでに設置を完了しなくちゃならないというものがありましたら教えていただきたいと思います。

○産業推進課長（橋口 幹夫君） 中村議員の御質疑にお答えをいたします。3月末までに竣工する必要があります。以上です。

○議員（中村 昭人君） 3月末までということですが、これは川南町だけやっても、近隣町村とも隣接しておりますので足並みを揃える必要があるかと思いますが、となるとなかなかこう、これは設置業者、専門的な業者でないと設置ができないようなものなのでしょうか。

○産業推進課長（橋口 幹夫君） 中村議員の御質疑に再度お答えをいたします。イノシシにつきましてはですね、聞くところによりますと国道10号線から東の方では出現しないということで、イノシシが飛び掛かるような頑丈なフェンスは必要ないのではないかというふうに養豚農家の方から聞いております。そういった農場につきましては自分でですね、支柱を差し込まれて金網を張られてアルミの針金ですね、結束するタイプ、フェンスもですね、考えられております。またあの、山手の方ですね、一方で山手の方でイノシシが出てくるような農場につきましては、イノシシが飛び掛かっても壊れないような頑丈なフェンスを設置する必要があるというふうに考えております。以上です。

○議員（中村 昭人君） ということは、業者の方が設置した場合ということは、設置費用といったものも含めて1m当たり10,000円という補助体系になるんでしょうか。

○産業推進課長（橋口 幹夫君） 細かいですね、資料の方を用意しておりますので、全てがですね、補助対象になる訳ではございませんで、いろいろと細かい要件がございます。資料の方をですね、御用意しておりますので後ほど配布して詳細に説明したいと思います。以上です。

○議長（河野 浩一君） 他に質疑はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

しばらく休憩します。全員議員控室に移動願います。

午前9時53分休憩

午前10時50分再開

○議長（河野 浩一君） 会議を再開します。休憩前に引き続き会議を続行します。ここで、環境水道課長からの発言を求められていますので、これを許可します。

○環境水道課長（篠原 浩君） 議案第75号令和元年度川南町水道事業会計補正予算第1号の議案内の文言に誤りがありましたのでお詫びして訂正させていただきたいと思います。内容はまず2ページの支出の項目になりますが、1款1項の5目、こちらの方が、総係費となっておりますが、減価償却費の誤りでございました。お詫びして訂正させていただきたいと思います。それと、その後ろのページになります。水道事業予定キャッシュフロー計算書の括弧内の文言でございます。平成31年4月1日から令和元年3月31日までとなっておりますが、令和2年3月31日までの誤りでございました。こちらの方もお詫びして訂正させていただきたいと思います。この部分の差替えについては、早急に作成しましてお手元にお届けしたいと思います。以上でございます。

○議長（河野 浩一君） 議案第72号川南町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終ります。

これから議案第72号について、採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第72号川南町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

議案第73号川南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の一部改正について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員（内藤 逸子君） 議案第73号川南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の一部改正について、反対討論を行います。一般職の職員の給与改定に準じて川南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の一部改正について、特別

職給与については、町民感情として3役の給与は高いとの声を踏まえまして反対いたします。以上、討論を終わります。

○議長（河野 浩一君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

これで討論を終ります。これから議案第73号について、採決します。この採決は、起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は、起立願います。

[起立多数]

起立多数であります。

従って、議案第73号川南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の一部改正については、原案のとおり可決されました。

議案第74号令和元年度川南町一般会計補正予算（第4号）について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員（児玉 助壽君） 議案第74号令和元年度川南町一般会計補正予算（第4号）について、反対の立場に立って討論いたします。その理由についてであります、議案第73号川南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の一部改正について反対いたしましたので、その関連予算がありますので、よって反対するものであります。以上で討論を終わります。

○議長（河野 浩一君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

これで討論を終ります。これから議案第74号について、採決します。この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は、起立願います。

[起立多数]

起立多数であります。

従って、議案第74号令和元年度川南町一般会計補正予算（第4号）については、原案のとお

り可決されました。

議案第75号令和元年度川南町水道事業会計補正予算（第1号）について討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終ります。

これから議案第75号について、採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第75号令和元年度川南町水道事業会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第8、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議がないので、そのように決定しました。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

これで、令和元年第6回川南町議会臨時会を閉会します。

お疲れ様でした。

午前11時00分閉会